

(1) 祝儀

各種団体等（官公庁及び市が補助金等を交付している団体を除く。）が行う式典に来賓として出席する場合の祝い金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(2) 会費

各種団体等が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費として支出し、金額が案内文等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は1万円を支出限度額とします。

(3) 見舞金

市農業委員及び市常勤特別職その他会長が認めた者（現職に限る。）並びにそれぞれの者の親族が1週間以上入院した場合の見舞金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(4) 香典

市農業委員、市常勤特別職及び近隣・関係農業委員会の長その他会長が認めた者（一部、前職及び元職を含む。）並びにそれぞれの者の親族への香典として支出し、1万円を支出限度額とします。

(5) 生花

市農業委員及び市常勤特別職その他会長が認めた者（現職に限る。）への生花として支出し、実費相当額とします。

(6) 土産品

来客又は訪問先などへの土産品（市政運営上、必要と認められる場合に限る。）として支出し、実費相当額とします。

(7) 激励金

本市の公益性を高める団体又は個人を激励する激励金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(8) 賛助金

各種団体等が行う事業に対する賛助金（公益性があると認められる場合に限る。）として支出し、1万円を支出限度額とします。